

相談
無料

予約
不要

全国一斉 生活保護ホットライン

日程

2026年12月8日（火）

時間

午前10時～正午、午後1時～3時まで



0120-158-794

特設番号です。12月8日以外は繋がりません。
フリーダイヤルでお近くの弁護士会につながります。
島根での実施時間は上記のとおりですが、午後8時までは他県の弁護士につながります。

1 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえます。

- ・ 申請書がもらえない。
- ・ 次の理由により申請が受け付けられない。
 - 住所不定（ホームレス）、所持金がある、
 - 借金がある、家賃が高すぎる、自動車がある、
 - 65歳までは働ける、
 - 別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
- ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
 - 「保護費を返してください」
 - 「辞退届を書いてください」
- ・ 保護費を“天引き”されている。
- ・ 保護費が下がって、生活していけない。

2 相談料・通話料はかかりません。

主催 日本弁護士連合会・島根県弁護士会